

6 福祉と年金

日本で暮らす外国人住民は、在留資格に基づいて住民登録が可能になり、住民登録がある人は、さまざまな社会保障制度を利用することができます。福祉や保険制度は、日本人にとっても難しいものですが、当事者が母国にない制度を理解することは一層難しく、手続も困難になります。必要な制度を利用するには、誰もが制度にアクセスできるよう、多言語での情報提供や伴走型の支援がますます重要になります。

(1) 社会福祉

日本の社会福祉制度は、自らの力で主体的に生活を営むことが難しい時に必要な援助を行うという考え方のもと、本人の選択・意思決定によってさまざまな福祉サービスを利用できるようになっています。想定される対象は、障害者、高齢者、児童・母子、困窮者などですが、昨今は、領域をまたぐ、あるいは制度の狭間に落ちてしまいがちな人のために横断的な支援制度が構築されています。在留資格や言語の壁などにより、外国人住民は制度の狭間に置かれやすく、複雑・複合的な課題に直面するケースが少なくありません。多くの機関は連携して支援できるので、困った時は、まずはどこかの窓口で相談してみてください。

制度の利用は住民登録が基本ですが、在留資格を問わず利用可能な場合があります。例えば、児童福祉法には国籍要件がなく、外国人にも適用されます。したがって、虐待からの児童の保護や福祉施設への措置に在留資格が要件になることはありま

せん。女性のDV保護も同様です。ただし、法的に利用可能な制度であっても、実際の利用にはさまざまな制約が立ちほだかることもあります。言葉や文化の違いが入所を阻んだり、家族滞在や特定活動など就労制限がある在留資格で生活保護の対象とならない場合には、可否判断が分かれることがあります。置かれている状況によって一律に可能・不可能となるわけではなく、相談の記録を残すこと自体が重要である場合もあります。

在留資格の種類や期限によって利用できない制度は、生活保護、福祉資金の貸付などです。自治体による違いもあるので、確認が必要です。

一時的な生活困窮のために支援サービスを利用しようとする時は、直近の雇用契約や給与明細の提出が必要となる場合もあります。これらの書類がそろわないと、実質的な受給資格があっても申請できません。日本語の書類はその重要性が伝わりにくく、誤って破棄されてしまうリスクがあります。労働に関する書類は大切なものとして、一定期間保管しておくよう助言することも必要です。

case 21 東京都新宿区 高齢化への対応～ 外国人材に選ばれる国になるために

新宿区は東京都のなかで外国人住民の割合が最も高く、特に在日コリアンの高齢化が進んでいる自治体です。新宿区は東京都のなかでも外国人住民の割合が高い自治体であり、日本人と同様に在留外国人の高齢化も進んでいます。在留外国人の高齢化率は2021年に7%を超え、特に韓国・朝鮮籍の高齢化率は31%に達しています。彼ら・彼女らのような、日本の経済発展に長年貢献してきた人々が安心して老後を迎えられる国に、日本はなっているのでしょうか。

自治体から支援を受けることが可能なはずなのに相談に行かず諦めてしまい、いつの間にか孤立してしまう韓国・朝鮮籍の高齢者が多くいることがわかり、在日韓国人福祉会が設立されました。複合的な生活課題、介護や医療など多様化するニーズに対応するには、行政と連携しながら生活支援の拠点づくりが必要であると考えたのです。

在日韓国人福祉会は、外国籍ケアマネジャー、社会福祉士、介護福祉士、福祉領域の教育関係者などが集まり、生活相談や各種書類の翻訳、通訳・同行支援、緊急支援などの個別支援活動や、定期見守りなど認知症高齢者の支援、フレイル予防や食支援活動、日本語学習支援など居場所づくり、会員同士のネットワークづくり、オモニ（母）の韓国料理教室などの地域福祉活動を行っています。新型コロナウイルス感染症の流行によって社会の動きが止まった時は、情報を十分に取れないことや漠然とした不安感もあり、地域の高齢者からの相談が増えました。支援対象となる高齢の方の背景はさまざま、1980年代に

来日したニューカマー、日本人との国際結婚、在日韓国・朝鮮人で日本語しか話せない方もいます。高齢化に伴って母語がえりが表れて母語での支援や介護が必要になる方もいますが、帰国を望んだとしても、40年前後日本で暮らしている間に母国の韓国社会も様変わりし、人間関係の多くが日本にある中で家族の縁が切れてしまうと、今さら帰国しても暮らしていけない方もいます。日本の高齢者施設に入居しても言葉や文化の壁から望むケアを受けられず、施設内でも孤立してしまう例もあり、ここには、そのような相談も寄せられます。

寄付金や助成金、補助金を受けて活動しているものの、会の維持運営は大変です。地域で暮らす在日韓国人高齢者のニーズに応えようとしても、居場所を求めて遠方からも同胞の人たちがやってきます。しかし、制度上の事業として実施する場合には、利用者さんの居住地や介護保険上の等級によって細かな条件があり、困っている人なら「誰でも」という理念とは合致しません。

解決できない課題はありますが、代表の金さんは「今は発信することが使命」と言います。制度の狭間に落ちてしまう人や孤立する高齢者は、社会全体の課題と言えます。「コミュニケーションできない人はケアできない」という現状を打破するために、多様な取り組みが求められています。

